

作業単価一覧表

(2023年4月1日施行)

(寄居町の花 カタクリ)



公益社団法人 寄居町シルバー人材センター

職種別就業単価一覧表

1 配分金

職種	就業内容	時間単価（円）
事務整理（パソコン入力・伝票整理等）		県最低労働賃金～
管理業務	駐車場管理	県最低労働賃金×就業時間（回数単価）
	公園・グランド管理	県最低労働賃金×就業時間（回数単価）
	施設・事務所管理	県最低労働賃金×就業時間（回数単価）
	宿直業務	9,623～（回数単価）
屋外作業	植木・草刈・落葉の集積作業	1,000
	農作業・畑耕耘・休耕地整地	1,000
	墓地の清掃作業	1,000
	側溝清掃	1,000
	雨樋の清掃（作業は1階部のみとする）	1,000
	樹木への水撒き作業	1,000
屋内作業	室内清掃	県最低労働賃金～
	製造業・リサイクル業	県最低労働賃金～
	その他軽作業	県最低労働賃金～
専門・技能職	植木の手入れ・立木伐採（機械代は別表1参照）	1,200
	刈払機除草作業	1,000+刈払機損料300=1,300
	機械除草作業（機械代は別表1参照）	1,300+機械損料
	人力草取作業	1,000
	大工作業（補修作業）	1,300
	土木作業（左官作業も含む）	1,300
	建具作業（襖・障子・網戸）	別表2を参照
事務費（全ての発注者に対して）		10%

- 上記以外の業務は埼玉県最低労働賃金を下限として別途協議するか、類似する作業単価を採用する。
- 除草剤散布は禁止する。
- 寄居町役場の基本単価（時給）は、役場財務課と別途協議のうえ前年度の11月に決定する。
- 指揮命令が及びやすい、店舗業務・製造業等の屋内作業・学校用務員は派遣対応とする。
- 機械除草作業は、機械損料として別表1の機械代を加算する。
- 植木の手入れや除草作業等で発生した枝・草等のゴミ処分は、別途費用を請求いたします。

別表 1 (機械使用単価表)

※機械使用料はシルバー所有も個人所有も同額

種 類	備 考	単 位	単 価
刈払機		時間	300
ヘッジトリマー (普通)	電気式	時間	300
ヘッジトリマー (大型)	エンジン付	時間	500
チェーンソー (普通)	長さ300mm以下	時間	300
チェーンソー (大型)	長さ300mm超	時間	500
チールホール		日	2,000
チップーシュレッダー		時間	1,500
ハンマーナイフ草刈機	回送費を含む	時間	700
バロネス (手押タイプ) 大・小	回送費を含む	時間	500
芝刈機 (2連乗用タイプ) 2G・4G	回送費を含む	時間	700
芝刈機 (3連乗用タイプ) 1G	回送費を含む	時間	1,500
ブロー		時間	300
耕耘機	回送費を含む	時間	500
発電機		日	1000~
ゴミ処分費	1台につき3,000~5,000円		台数に応じて協議する

職種別就業単価一覧表

1 配分金

職種	就業内容	時間単価（円）
事務整理（パソコン入力・伝票整理等）		県最低労働賃金～
管理業務	駐車場管理	県最低労働賃金×就業時間（回数単価）
	公園・グランド管理	県最低労働賃金×就業時間（回数単価）
	施設・事務所管理	県最低労働賃金×就業時間（回数単価）
	宿直業務	9,623～（回数単価）
屋外作業	植木・草刈・落葉の集積作業	1,000
	農作業・畑耕耘・休耕地整地	1,000
	墓地の清掃作業	1,000
	側溝清掃	1,000
	雨樋の清掃（作業は1階部のみとする）	1,000
	樹木への水撒き作業	1,000
屋内作業	室内清掃	県最低労働賃金～
	製造業・リサイクル業	県最低労働賃金～
	その他軽作業	県最低労働賃金～
専門・技能職	植木の手入れ・立木伐採（機械代は別表1参照）	1,200
	刈払機除草作業	1,000+刈払機損料300=1,300
	機械除草作業（機械代は別表1参照）	1,300+機械損料
	人力草取作業	1,000
	大工作業（補修作業）	1,300
	土木作業（左官作業も含む）	1,300
	建具作業（襖・障子・網戸）	別表2を参照
事務費（全ての発注者に対して）		10%

- 上記以外の業務は埼玉県最低労働賃金を下限として別途協議するか、類似する作業単価を採用する。
- 除草剤散布は禁止する。
- 寄居町役場の基本単価（時給）は、役場財務課と別途協議のうえ前年度の11月に決定する。
- 指揮命令が及びやすい、店舗業務・製造業等の屋内作業・学校用務員は派遣対応とする。
- 機械除草作業は、機械損料として別表1の機械代を加算する。
- 植木の手入れや除草作業等で発生した枝・草等のゴミ処分は、別途費用を請求いたします。

別表 1 (機械使用単価表)

※機械使用料はシルバー所有も個人所有も同額

種 類	備 考	単 位	単 価
刈払機		時間	300
ヘッジトリマー (普通)	電気式	時間	300
ヘッジトリマー (大型)	エンジン付	時間	500
チェーンソー (普通)	長さ300mm以下	時間	300
チェーンソー (大型)	長さ300mm超	時間	500
チールホール		日	2,000
チップーシュレッダー		時間	1,500
ハンマーナイフ草刈機	回送費を含む	時間	700
バロネス (手押タイプ) 大・小	回送費を含む	時間	500
芝刈機 (2連乗用タイプ) 2G・4G	回送費を含む	時間	700
芝刈機 (3連乗用タイプ) 1G	回送費を含む	時間	1,500
ブロー		時間	300
耕耘機	回送費を含む	時間	500
発電機		日	1000~
ゴミ処分費	1台につき3,000~5,000円		台数に応じて協議する

○ 上記以外の業務は埼玉県最低労働賃金を下限として別途協議するか、類似する作業単価を採用する。

別表 2 (建具単価表)

区分	就業内容	単位	配分金単価	材料	備考
襖張りの替え	普通襖 片面	枚	1,600	1,250	高さ6尺×幅3尺まで
		枚	2,100	1,250	高さ6尺または幅3尺を超える
	普通襖 (小) 片面	枚	1,100	900	高さ3尺×幅3尺まで
	普通襖 押入両面	枚	2,200	1,550	高さ6尺×幅3尺まで
	普通襖 間仕切両面	枚	2,800	2,500	高さ6尺×幅3尺まで
	普通襖 間仕切両面	枚	3,800	2,500	高さのみ6尺を超えるもの
	特大襖 片面	枚	2,100	3,800	高さ6尺・幅3尺を共に超えるもの
	特大襖 両面	枚	3,800	7,600	高さ6尺・幅3尺を共に超えるもの
	中抜き襖 片面	枚	2,100	1,250	
	中抜き襖 両面	枚	3,700	2,500	
	天袋・地袋 片面	枚	700	550	
	天袋・地袋 両面	枚	1,000	600	
	観音開き襖	枚	1,900	1,600	1組
	立て付け手直し作業	時間	1,300		
	敷居滑り手直し	m	100		
襖材料	ベラ (割縁)	本		500	
	ドブ (雌)・マス (牡)	本		1,000	
	黒7分縁 ハリ定木	本		1,700	
	引き手	個		300	
網戸	普通網戸	枚	900	900	高さ6尺×幅3尺まで
	特大網戸	枚	1,350	1,300	高さmのみ6尺を超えるもの
	超特大網戸	枚	1,600	1,500	高さ6尺・幅3尺を共に超えるもの
	小網戸	枚	600	600	～3尺×3尺まで
障子	普通障子	枚	800	300	高さ6尺×幅3尺まで
	特大障子	枚	1,200	400	高さ6尺を超える
	超特大障子	枚	1,300	500	高さ6尺幅3尺を超える
	雪見障子	枚	1,050	350	
	ガラス入り障子	枚	1,000	300	
	小障子	枚	750	250	欄間以上、高さ3尺×幅3尺まで
	欄間障子	枚	400	100	

* 襖、障子のはめ込み不良や、骨組みの修理の必要がある場合は別途協議する。

* 襖紙の価格は、カタログ「春風」「しんせん」及び「吉兆」の商品を対象に設定した。